

通所介護サービス費用（令和4年10月1日～）

◆ 標準的な通所介護(デイサービス)利用の負担額です。

【第1号通所介護事業・通所介護相当サービス】

(1) 基本部分:通所介護相当サービス

利用者の要介護度	月の利用回数	利用料
要支援1・事業対象者	1月の中で全部で3回までのサービス	384単位/回 (390円)
	1月の中で全部で4回以上のサービス	1,672単位/月 (1,696円)
要支援2・(事業対象者)	1月の中で全部で7回までのサービス	395単位/回 (401円)
	1月の中で全部で8回以上のサービス	3,428単位/月 (3,476円)

※ 送迎料・入浴料は基本単位に含まれています。

(2) 加算部分

加算の種類（選択的サービス等）	加算額（1月につき）
運動器機能向上加算	225単位(229円)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 : 24単位(25円) 要支援2 : 48単位(49円)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(利用料の)5.9%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(利用料の)1.0%
介護職員等ベースアップ等支援加算	(利用料の)1.1%
中山間地域等提供加算	所定単位数の5%を加算

※新潟市が7級地に区分されたことから、1単位10.14円となります。

単位数の合計×10.14が介護保険の費用総額となり、そのうちの9割もしくは8割が介護保険より給付されます。

費用総額から介護保険給付額を引いた額が、ご利用者様の介護保険負担金になります。

※表の()内は、それぞれ項目ごとに計算したご利用者様(1割負担時)の介護保険負担金です。

実際は、単位数の合計のもとに計算されますので、若干の誤差が生じます。ご了承ください。

(3) その他の費用

サービス内容	負担内容
食費	1食 612円
延長料	希望により利用時間を越えて利用時 別途実費
キャンセル料	利用当日の取消し料(原則) 1回 612円
その他	実費

【通所介護・一日につき】

(1) 基本部分

基本サービス・サービス時間		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
加 算 額 ・ 1 日 に つ き	5時間以上 6時間未満	567単位 (575円)	670単位 (680円)	773単位 (784円)	876単位 (889円)	979単位 (993円)
	6時間以上 7時間未満	581単位 (590円)	686単位 (696円)	792単位 (803円)	897単位 (910円)	1,003単位 (1,017円)
	7時間以上 8時間未満	655単位 (665円)	773単位 (784円)	896単位 (909円)	1,018単位 (1,033円)	1,142単位 (1,158円)
※ 基本サービスの中に、送迎代は含まれています。						

(2) 加算部分

加算の種類（選択的サービス等）	加算額（1日につき）
入浴介助体制加算（Ⅰ）	40単位(41円)
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56単位(57円)
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位(6円)
送迎を行わない場合	片道 ▲47単位(▲48円)
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	利用料の5.9%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	利用料の1.0%
介護職員等ベースアップ等支援加算	利用料の1.1%
中山間地域等提供加算	所定単位数の5%を加算

加算の種類（選択的サービス等）	加算額（1月につき）
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位(21円)/月
ADL維持等加算（Ⅰ）	30単位(31円)/月

※新潟市が7級地に区分されたことから、1単位10.14円となります。

単位数の合計×10.14が介護保険の費用総額となり、そのうちの9割が介護保険より給付されます。
費用総額から介護保険給付額を引いた額が、ご利用者様の介護保険負担金になります。

※表の（ ）内は、それぞれ項目ごとに計算したご利用者様の介護保険負担金です。

実際は、単位数の合計のもとに計算されますので、若干の誤差が生じます。ご了承ください。

(3) その他の費用

サービス内容	負担内容
食費	1食 612円
延長料	希望により利用時間を越えて利用時 別途実費
キャンセル料	利用当日の取消し料(原則) 1回 612円
その他	実費